

【新婚世帯向け家賃補助制度の過去5年の決算額の推移】

単位:千円

単位:円

年度	新規	継続	合計	1人あたりの新規 の平均補助月額
18	855,273	5,419,307	6,274,580	14,353
19	701,067	4,944,450	5,645,517	14,365
20	716,465	4,485,248	5,201,713	14,281
21	749,698	4,220,398	4,970,096	14,223
22	649,435	3,962,868	4,612,303	14,255

【新婚世帯向け家賃補助制度の区別新規交付決定件数】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
北	286	275	284	345	334
都島	215	234	209	251	241
福島	174	177	168	209	206
此花	60	62	77	64	69
中央	175	205	216	253	257
西	291	287	338	403	350
港	219	205	227	210	186
大正	110	101	94	103	87
天王寺	184	183	165	217	229
浪速	183	194	187	222	233
西淀川	225	242	212	241	246
淀川	491	455	476	596	542
東淀川	696	683	690	652	654
東成	245	224	225	235	268
生野	271	277	288	260	260
旭	266	254	234	240	218
城東	490	445	486	487	445
鶴見	448	361	406	386	387
阿倍野	195	159	159	185	180
住之江	210	181	195	158	140
住吉	462	444	413	434	445
東住吉	330	298	349	284	306
平野	607	552	566	499	503
西成	155	131	136	139	97
合計	6,988	6,629	6,800	7,073	6,883

継続分	24,828	23,916	23,058	22,856	22,413
総合計	31,816	30,545	29,858	29,929	29,296

がん検診受診状況及び総合健診受診状況

年度	区分	がん検診受診総 数 (①)	総合健康診査 での受診数(内数) (②)	割合 (②/①)
H20	胃がん検診	32,587	5,161	15.8%
	大腸がん検診	57,083	5,235	9.2%
	肺がん検診	22,390	4,900	21.9%
	子宮頸がん検診	52,293	4,155	7.9%
	乳がん検診	28,942	4,513	15.6%
	計	193,295	23,964	12.4%
H21	胃がん検診	35,272	7,000	19.8%
	大腸がん検診	62,427	7,130	11.4%
	肺がん検診	24,901	5,674	22.8%
	子宮頸がん検診	69,555	4,325	6.2%
	乳がん検診	44,130	4,202	9.5%
	計	236,285	28,331	12.0%
H22	胃がん検診	33,125	5,178	15.6%
	大腸がん検診	59,208	5,247	8.9%
	肺がん検診	25,109	5,059	20.1%
	子宮頸がん検診	83,193	3,846	4.6%
	乳がん検診	43,359	3,587	8.3%
	計	243,994	22,917	9.4%

40歳総合健診

最終更新日2012年4月1日

生活習慣病の発症は40歳代から急速に増加します。そして高血圧や心臓病、がんなどの生活習慣病は、毎日の生活を見直すことによって予防できます。神戸市では生活習慣を見直す機会として、当該年度に満40歳になられる方に「40歳総合健診」のご案内と、各種がん検診及び歯周疾患検診の受診券をお送りしています。

検診の種類

胃がん検診(地域巡回検診)

肺がん検診(指定医療機関)

子宮頸がん検診(指定医療機関)

乳がん検診(指定医療機関・地域巡回検診)

大腸がん検診(郵送方式11月～1月)(集団健診とセット持参方式 通年)

歯周疾患検診(指定医療機関)

受診対象者

当該年度に満40歳の誕生日を迎える市民

送付時期

満40歳の誕生日を迎える前月末に、個別に郵送します。

受診券有効期限

40歳の誕生日から、40歳の最終日の月末までの約1年間

自己負担

無料

地域生活支援事業（決算）

国補助金

（単位：千円）

	歳出	歳入	差引市費
平成18年度	830,010	0	830,010
平成19年度	794,652	2,580	792,072
平成20年度	828,298	29,700	798,598
平成21年度	772,396	29,700	742,696
平成22年度	727,189	29,700	697,489

○ 住環境整備事業

	大阪市	横浜市	(名古屋)市	京都市	神戸市																												
事業名	高齢者住宅改修費助成事業	高齢者等住環境整備事業	該当事業なし	介護予防安心住まい推進事業	住宅改修助成事業																												
対象者	(1)要介護(要支援)認定者 (2)特定高齢者または65歳以上の非該当(自立)判定者(特定高齢者の候補者)に必要な者	「要支援」又は「要介護」の認定を受けた方 (2号被保険者の場合も対象に含む)		二次予防事業対象者で市民税非課税世帯に属する方 要介護認定者は対象外	①「要支援」又は「要介護」の認定を受けた方(2号被保険者の場合も対象に含む) ②身体障害者手帳の交付を受けた方																												
助成対象工事	(1)介護保険対象外工事 (2)介護保険対象工事(20万円) +介護保険対象外工事(10万円) ※対象工事の詳細は大阪市HPの「高齢者住宅改修費助成事業」を参照してください。	次の各号のいずれかに該当する工事(浴室、便所、台所、居室、廊下、玄関、階段等) (1)高齢者等の日常生活動作能力を補完するもの (2)高齢者等の日常生活動作能力の低下に起因する転倒等事故の予防となるもの (3)高齢者等の介護に係る作業労力を軽減するもの		(1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号に附帯して必要となる住宅改修	①浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所 ②対象者の身体状況に即応したもので、住まいの改良相談員(専門スタッフ)が認めたものの																												
助成限度額 (介護保険住宅改修との併用の可否/改造箇所ごとの上限額)	(A)介護保険料第1~3段階…上限30万円 (B)介護保険料第4.5段階…上限5万円	100万円(介護保険住宅改修との併用可/改造箇所ごとの上限額設定無し) ※介護保険住宅改修費支給対象分の工事は、介護保険を優先して利用(上限まで)。		年間16万円(経費の2/3を助成)	100万円(介護保険住宅改修の20万円を含めて100万円。一体的な工事を行う。)改造箇所毎限度額(浴室・洗面所45万円、便所24万円、玄関18万円、廊下・階段16万円、居室19万円)																												
利用者負担	補助上限内であれば自己負担なし	<table border="1"> <tr> <td>生計中心者の前年(前々年)所得税額</td> <td>自己負担割合</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>0円~42,000円</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>42,001円~120,000円</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>120,001円~198,000円</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>198,001円~397,000円</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>397,001円~</td> <td>全額</td> </tr> </table>	生計中心者の前年(前々年)所得税額	自己負担割合	生活保護世帯	無料	0円~42,000円	1割	42,001円~120,000円	1/4	120,001円~198,000円	1/2	198,001円~397,000円	3/4	397,001円~	全額		経費の1/3 ただし、工事費用が24万円を超えた場合、超えた金額については全額自己負担となる。	<table border="1"> <tr> <td>生計中心者の世帯区分</td> <td>自己負担割合</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割課税</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>所得税課税(7万円以下)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>所得税課税(7万円超)</td> <td>全額</td> </tr> </table>	生計中心者の世帯区分	自己負担割合	生活保護世帯	無料	市民税非課税	1/10	市民税均等割課税	1/10	市民税所得割課税	1/3	所得税課税(7万円以下)	1/2	所得税課税(7万円超)	全額
生計中心者の前年(前々年)所得税額	自己負担割合																																
生活保護世帯	無料																																
0円~42,000円	1割																																
42,001円~120,000円	1/4																																
120,001円~198,000円	1/2																																
198,001円~397,000円	3/4																																
397,001円~	全額																																
生計中心者の世帯区分	自己負担割合																																
生活保護世帯	無料																																
市民税非課税	1/10																																
市民税均等割課税	1/10																																
市民税所得割課税	1/3																																
所得税課税(7万円以下)	1/2																																
所得税課税(7万円超)	全額																																
制度利用決定までの流れ	①区役所へ申請 ②専門機関(OTPT・建築士)審査(書類審査・現地調査の場合もあり) ③補助決定 ④工事着工 ⑤工事完了届の提出 ⑥補助額確定通知の送付 ⑦費用の支払い	①事前相談(区役所福祉保健センター) ②訪問・状況確認(区役所担当者) ③他の専門スタッフ(PT・建築士等)との同行訪問・工事計画等の検討 ④工事計画書(図面等)・見積書の精査 ⑤制度利用決定・工事着工 ⑥工事完了検査 ⑦費用の支払		①事前相談(地域包括支援センター) ②見積書作成依頼(利用者が事業者へ作成依頼) ③事前申請(工事前) ④確認・審査(長寿福祉課) ⑤施行 ⑥事後申請(工事後) ⑦補助金の交付	①事前相談・受付(地域包括支援センター) ②書類審査(在宅ケア研究所) ③電話による状況確認(OT又はPT) ④訪問調査(OT、建築士、社会福祉士等)により、工事計画作成 ⑤見積書の精査 ⑥制度利用決定・工事着工 ⑦工事完了検査 ⑧費用の支払																												
担当課/係名	福祉局高齢福祉課	高齢在宅支援課在宅支援係		長寿福祉課介護予防推進担当	介護保険課介護予防推進係																												

大阪市高齢者住宅改修費助成事業

1.実績

年度	決算額(千円) (a)	交付件数 (b)	一件あたり交付額(千円) (a÷b)
18	275,112	1,191	231
19	186,774	898	208
20	186,117	789	236
21	122,319	515	238
22	129,835	495	262

上下水道料金福祉措置 事業推移

H18			H19			H20			H21			H22		
決算額 (A)	世帯数 (B)	(A/B)	決算額 (A)	世帯数 (B)	(A/B)	決算額 (A)	世帯数 (B)	(A/B)	決算額 (A)	世帯数 (B)	(A/B)	決算額 (A)	世帯数 (B)	(A/B)
3,871,906,776	204,904	18,896	3,905,542,276	207,191	18,850	4,191,441,882	227,684	18,409	4,025,836,557	212,928	18,907	4,023,039,892	212,749	18,910

※ 決算額は上下水道料金減免相当額

※ 世帯数は年間延世帯数/月

各政令指定都市別の上水道福祉減免制度の有無等の比較表

	大阪市	横浜市	名古屋市	京都市	神戸市
生活保護世帯 (中国残留邦人への支援給付世帯含む)	なし	なし	あり	なし	なし
ひとり親世帯	あり	あり 【要件】 医療費助成世帯 生活保護受給母子家庭	あり 【要件】 児童扶養手当受給世帯 遺族基礎年金受給世帯	なし	なし
重度障害者世帯	あり	あり ※要件に、重複障害が含まれている	あり 【要件】 特別児童扶養手当受給世帯 障害基礎年金受給者 その他	なし	なし
高齢者世帯	あり	あり 【要件】 要介護度4・5	あり 【要件】 老齢福祉年金受給世帯	なし	なし
精神障害者世帯	あり	あり	なし	なし	なし
その他	なし	なし	なし	なし	なし
減免額(1か月)	基本料金相当額	基本料金相当額	基本料金相当額		

敬老優待乗車証《決算額》

	決算(A)【千円】	適用者数(B)【人】	1人あたり金額(A/B)【円】
平成18年	7,857,341	288,585	27,227
平成19年	8,641,938	298,220	28,978
平成20年	8,030,801	304,197	26,400
平成21年	8,134,829	317,692	25,606
平成22年	8,099,712	345,687	23,431

平均利用額 2万円。

政令指定都市における高齢者への交通助成制度の実施状況

区分	事業名 〔乗車券の種類〕	事業内容		対象者	所得制限
		利用交通機関	本人負担		
横浜市	敬老特別乗車証 交付事業 〔紙バス〕	市営地下鉄・市営バス・ 民営バス(12社)・3セク (金沢シーサイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等 無料 ・世帯員全員が市民税非課税者 3,200円 ・世帯員に課税者がいる非課税者 4,000円 ・市民税課税者で合計所得金額が <ul style="list-style-type: none"> 150万円未満 7,000円 150万円以上250万円未満 8,000円 250万円以上500万円未満 9,000円 500万円以上700万円未満 10,000円 700万円以上 20,500円 	70歳以上	なし
名古屋市	敬老バス事業 〔磁気カード〕	市営地下鉄・市バス・ 3セク(ガイドウェイバス ・名古屋臨海高速鉄道) ※民営バス2社(区間限定) は、平成21年10月から路線 変更のため廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が基準額以下・生活保護世帯：1,000円 ・本人基準額以下・世帯基準額超：3,000円 ・本人基準額超：5,000円 <p>※ 基準額(合計所得金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養なし：35万円 ・扶養あり：35万円×(扶養親族+1)+21万円 ・寡婦・寡夫・障害者：125万円 	65歳以上	なし
京都市	敬老乗車証 〔磁気カード ・紙バス〕	市営地下鉄・市バス ・京北ふるさとバス ・醍醐コミュニティバス ・民営バス8社 基本的には市営地下鉄・ 市バスのカードのみ交付。 ただし、市営交通機関の ない地区のみ市営と民営 の重複交付を行う。	<p>介護保険料の所得段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1の者 0円 ② 2～4の者 3,000円 ③ 5・6の者 5,000円 ④ 7・8の者 10,000円 ⑤ 9の者 15,000円 <p>※④：本人合計所得金額が700万円未満 ※⑤：本人合計所得金額が700万円以上</p>	70歳以上	なし
大阪市	敬老優待乗車証 交付事業 〔ICカード〕	市営地下鉄・市バス・ ニュートラム	なし	70歳以上	なし
神戸市	敬老優待乗車証 〔ICカード〕	市営地下鉄・市バス・ 民営バス5社・3セク (ポートライナー・六甲 ライナー)	<p>平成22年10月から 乗車ごとに次の費用を負担 市バス、民営バス：100円 市営地下鉄・3セク：小児料金</p> <p>※平成20年10月から平成22年9月までは 激変緩和措置として、 市バス、民営バス：50円、 市営地下鉄・3セク：小児料金の半額</p> <p>※低所得者(世帯市民税非課税かつ 本人の課税年金収入と合計所得金額の 合計が120万円以下)の場合、バス均一 区換算で年150回程度乗車できる敬老 無料乗車券を交付</p>	70歳以上	なし

(注) 平成24年4月現在